

(表)

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 経済部産業観光課

番号 2

不利益処分の内容		商店街振興組合への解散命令
根拠法令及び条項		商店街振興組合法第86条
処 分 基 準	関係条項	商店街振興組合法第36条第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>商店街振興組合法第85条の規定に基づく命令に違反したとき、または組合が正当な理由なく成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し解散を命ずることができる。</p> <p>また、商店街振興組合が第36条第2項に規定する設立要件をかくに至ったと認めるときは、その組合に対し解散を命ずることができる。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 (令和5年4月1日最終変更)